

申込書および電話回線利用契約書

契約者様(以下、甲とする)と、【株式会社エフ・ケー・ライン】(以下、乙とする)の間で下記の通り契約したものとします。

(1) 契約期間は、甲からの入金確認後、甲の希望日より開始する。契約期間は利用開始日より1ヶ月間(30日間又は31日間)とする。

継続又は更新は入金確認で自動継続、更新とし、本契約書の効力は継続する。

(2) 解約は、甲からの連絡で受付し解約希望日(利用開始日から1ヶ月未満)に乙がサービスを停止する。

(3) 乙が甲に連絡した際、連絡が取れなかった場合や入金の確認が取れなかった場合、又は当社のお客様として相応しくないと判断した場合、乙の判断でいつでも強制解約できる。

(4) 甲は、申し込み契約時に、初期費用として登録料、基本料金、保証料(通話料金)を支払う。

(5) 以下のサービスは、それぞれ保証金(預かり金)、月額基本料金、使用料金からなる。

03発着信

レンタル携帯

私書箱

IP電話(データ通信端末)

逆転送電話

※基本料金(月額使用料)は、更新日前に請求する。

(6) 保証金は、解約又は強制解約の時、又はそれに相当する場合、甲又は乙は基本料金にあてる事ができる。

(7) 甲の都合による契約途中の解約、又は契約途中に発生した実費用の支払いが行われなかった場合は、いかなる事態に於いても乙は、甲への保証金等の返却を行わない。

(8) 甲の業務内容に違法の可能性がある場合、または違法性を認定された時、乙は該当契約を解除し、サービスを停止し、保証金の返却を行わない。かつ、警察へ届け出る。

(9) 乙から甲に請求する場合は、主に電話またはFAXにて連絡し、お支払いは当社指定の金融機関の口座に振り込む。

(10) 請求は基本的に開始日から1ヶ月後の毎月1回とする。但し、使用料金が保証金(通話料金)の70%を超えた場合常に乙は甲に請求できる。甲は乙に請求確認後原則的に翌日までに支払いをする。

(11) 保証金(預かり金)の返却は解約、又は強制解約の時に未払い使用料金を保証金(預かり金)から当て残金を乙は甲の指定する金融機関の口座に振り込む。

(12) 乙は、甲の契約した転送電話に関わる実費と秘書(私書箱)サービスに関わる通信料は別途請求で含る。

又、契約した郵便物転送サービスにかかる一切の費用を別途請求する事ができる。

(13) 本契約の権利を甲及び乙は第三者に譲渡してはならない。但し令状を持参した官公庁の指示に対してはこの限りではない。

(14) 乙が提供するサービスは、すべて電話転送業であり、契約以外のトラブルに関しては、一切責任を負わない。

甲、乙間には本契約のサービス利用の目的は、違法なことで利用するものでないことを確認した。

(15) 乙は、甲との契約内容及び個人(法人)情報の漏洩に最新の注意をはらい管理監督するも、担当所轄の認定が行われない限り甲、又は第三者からの責任の追及や損害賠償には応じない。

(16) SMS(ショートメッセージサービス)、iモードメールなどを不特定多数へ大量に送信する、スパムメール行為を禁ずる。行為が確認出来次第、乙は本契約を強制的に解除し、サービスを停止し、保証金の返却を行わない。

会社名/個人名		代表者名	印
住所		契約番号	
連絡先	TEL	転送先番号	
	FAX	備考	

確認項目(法改正による追加項目)

取引を行う目的 (使用用途)		職業/事業内容	個人()・法人()
実質的支配者		備考	

平成 年 月 日

上記契約内容に同意し申し込む

署名